

STOP!
Second-hand smoke
受動喫煙



千葉市
CHIBA CITY

たばこ(受動喫煙対策)に関する ルールが変わります!

加熱式たばこも
対象

受動喫煙とは、他人のたばこの煙などを吸ってしまうこと。

たばこを吸わない人の健康にも影響がある受動喫煙を防ぐため、
国の法律と千葉市の条例で、次のようにルールが変わります。



2020年4月1日～

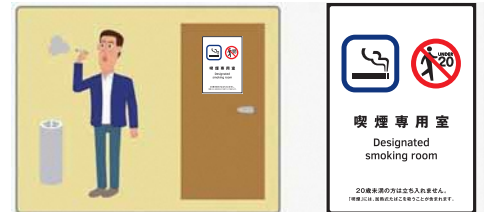
飲食店やオフィス、その他の店舗などは、

原則屋内禁煙



2020年4月以降、屋内では原則禁煙

※千葉市では、既存の小規模飲食店でも
従業員がいる場合は原則屋内禁煙



- ・喫煙は標識がある場所でのみ可能
- ・施設の入口にも標識が掲示されるのでチェック!



20歳未満の方(従業員含む)は、喫煙可能な
場所には立ち入り禁止

周囲の人や子どもにも気を配ろう!



喫煙をする際は、周りの状況に配慮する



保護者は未成年を受動喫煙から保護する

受動喫煙による健康影響はとても深刻です



脳卒中
1.3倍

虚血性
心疾患
1.2倍

肺がん
1.3倍

乳幼児突然死
症候群(SIDS)
4.7倍



- 受動喫煙による死亡者数は、年間約1万5000人
- 病気になるリスクが確実に高まります

(厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」平成28年)

違反発覚時は、罰則(最大50万円)の適用となる場合があります



喫煙者

喫煙が許されていない場所で
喫煙をした場合、

30万円以下の過料

店舗やオフィスなど

- ・喫煙可能な旨の標識掲示をしない
- ・喫煙が許されていない場所に灰皿を設置

50万円以下の過料

学校・病院などは、原則敷地内禁煙

2019年7月1日から、学校、病院、児童福祉施設、薬局など、健康被害を受けやすい子どもや患者が集まる施設や、行政機関の庁舎は、原則として敷地内禁煙です。

子どもを守る禁煙外来治療費助成事業

妊婦と同居又は15歳以下の子どもと同居する市民の方に、禁煙外来治療費の1/2を助成しています。
(事前申請が必要・上限1万円)

※詳しくは健康支援課までお問い合わせください。

路上喫煙にもご注意ください!

路上喫煙による火傷^{やけど}の危害等から安全を確保するため「路上喫煙・ポイ捨て防止条例」では、下記取締り地区内の屋外の公共の場所での路上喫煙等に対し、**2,000円**の過料を科します。
<取締り地区> JR千葉駅東口地区、JR稲毛駅周辺地区、JR海浜幕張駅周辺地区、JR蘇我駅周辺地区

《お問い合わせ》

千葉市 受動喫煙対策 検索 🔍

<受動喫煙対策について> 健康企画課受動喫煙対策室 043-245-5201

<禁煙外来治療費の助成について> 健康支援課健康増進班 043-238-9926

<路上喫煙・ポイ捨て防止について> 廃棄物対策課管理班 043-245-5067

